

自動点呼機器・D X導入促進助成金交付要綱

令和3年11月5日 制 定

令和7年3月26日 改 正

公益社団法人全日本トラック協会

（事業趣旨）

第1条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼にかかる支援機器及びシステム等（以下「点呼支援機器等」）を導入する各都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）に対して地方ト協を通じて助成金を交付する。

（対象機器等）

第2条 助成の対象となるのは、別に定める自動点呼機器とする。

※前年度会費未納会員事業者については、助成対象外とする。

（助成額）

第3条 助成金は、国土交通省が認定した自動点呼機器の導入費用を負担した場合に、1事業者1台あたり10万円を上限とする。

2 上記の規定にかかわらず、安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は、2台分で20万円を上限とする。

（助成金の返還）

第4条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

（1）この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき

（2）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（財産の処分制限等）

第5条 事業者は交付対象となった機器等の導入日から1年を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ地方ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 地方ト協は、前項による処分が行われたときは、全ト協へ報告しなければならない。

（その他必要な事項）

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

（附則）（令和5年3月23日）

第1条 本要綱は令和4年4月1日より適用する。

令和 5年3月23日 一部改正（令和 5年4月1日施行）

令和 6年3月26日 一部改正（令和 6年4月1日施行）

令和 7年3月26日 一部改正（令和 7年4月1日施行）